

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

平成30年10月29日

契約担当者

兵庫県立工業技術センター所長 内田 仁

1 入札に付する事項

(1) 工事名

皮革工業技術支援センターブロック塀改修工事

(2) 工事場所

姫路市野里3番地

(3) 工事概要

ブロック塀撤去、フェンス設置工事

(4) 工期

平成31年3月15日限り

(5) 最低制限価格

有

(6) 入札方式

一般競争入札

(7) 契約予定日

落札決定の日から7日以内

(8) 支払条件

ア 年割支払

無

イ 前払金

無

ウ 中間前払金

無

エ 部分払

無

オ 中間前払金と部分払の選択該当工事の別

無

(9) その他

落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第81条の3に定める兵庫県の建設工事入札参加資格者名簿(以下「入札参加資格者名簿」という。)に登録されている者。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による総合評定通知書の有効期間が契約締結予定日までであること。なお、確認基準日においては有効な総合評定通知書を有するが、その総合評定通知書の有効期

間が、契約締結予定日までに失効する場合は、資格確認日において、契約締結予定日まで有効な総合評
定通知書を有していること。

- (6) 確認基準日に有効な入札参加資格者名簿における工種が、建築一式または一般土木工事であること。
- (7) 兵庫県内に建設業の許可を受けた主たる営業所を有していること。

3 入札の参加申込及び入札の方法等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒670-0811 姫路市野里3番地

兵庫県立工業技術センター皮革工業技術支援センター 和田

電話(079)282-2290 FAX(079)222-9043

- (2) 参加申込の期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成30年10月29日(月曜日)から11月6日(火曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (3) 入札・開札の日時及び場所

平成30年11月13日(火曜日) 午後2時30分 皮革工業技術支援センター2階 図書室

- (4) 入札書の提出期限

(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、平成30年11月12日(月)午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の108)の100分の5以上の額の入札保証金を平成30年11月12日(金)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送等により行うこと。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成30年11月22日(木)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、入札者に

求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した工事を施工できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) その他

(7) 契約を締結した者は、本件工事の施工に必要であれば建設業退職金制度に基づく手続きを行うこと。

(4) 詳細は、入札説明書による。